

未熟児養育医療の手続きの流れ

出生時の体重が2,000g未満で、早期に適切な養育が必要と認められる場合、「未熟児養育医療」の給付を受けることができます。

病院（指定養育医療機関）で養育医療が必要と判断された場合・・・（病院から説明があります。）
出生連絡票・低出生体重児届出票を役場へ提出（母子手帳の中に入っています。）



申請（保健福祉課 健康増進係へ）

- ・申請書
- ・世帯調書
- ・意見書（病院が発行するので申請時に提出して下さい。※ 指定養育医療機関）
- ・他必要書類
 - ① 会社に勤務・・・前年度分の**源泉徴収票**（勤め先）
※ 源泉0円なら課税証明書まで（役場住民課）
 - ② 自営業で確定申告あり・・・前年度の**確定申告書の写し**（税務署）
※ 所得税0円なら課税証明書まで（役場住民課）
 - ③ 自営業で確定申告無し・・・**課税証明書**（役場住民課）
- ・その他
 - I. 受給者（児）加入予定健康保険証の写し
 - II. 印鑑
 - III. 母子手帳（出産の状況が分かるページのコピー）



医療券の交付（保護者へ） ※現在は直接病院へ送っています。

保護者の所得状況に応じて、自己負担金が発生します。医療を受けた月から約2～3ヶ月後に、納付書が届きますので、役場会計窓口で納付して下さい。



自己負担金の納付

※納付額が3,000円以上の場合、**乳幼児医療の助成対象**になりますので、領収書を保健福祉課乳幼児医療係まで提出して下さい。
（※課税世帯3,000円以上、非課税世帯は全額補助）